



雇用維持・確保のための

アドバイザーを派遣します

平成28年熊本地震を受け、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）*など国の雇用関係制度において、様々な特例措置が行われています。従業員を確保するためにこれらの制度の利用をお考えの事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

*地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）旧名称：地域雇用開発奨励金

雇用機会が不足している地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに求職者を雇い入れた事業主に対して支給する奨励金です。

【特例措置の内容】

対象となる設置・整備費用の範囲拡大（熊本地震からの復旧のために行った修理・修繕に要した経費等） 対象労働者の範囲拡大 支給額引き上げ など

内 容

事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します

アドバイザーが個別相談に応じ、各種制度の利用を支援します

（申請代行はいたしません）

期 間

平成30年3月30日（金）まで

対 象

従業員の雇用の維持や従業員を確保するために国（労働局）の制度の利用をお考えの県内事業所

ア ド バ イ ザ ー

熊本県社会保険労務士会員

無料

アドバイザー派遣をご希望の方は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

熊本県社会保険労務士会

TEL 096-324-1365 FAX 096-324-1208

Mail kumamoto@sr-kumamoto.or.jp

受付時間 9時～17時（土日祝日は除く）

アドバイザー派遣申込書

(F A X : 0 9 6 - 3 2 4 - 1 2 0 8)

申込日	平成 年 月 日		
事業所名			
代表者名		担当者名	
事業所所在地	〒 -		
	TEL - -	FAX - -	
業 種		従業員数	人
希望派遣日時	第1希望	平成 年 月 日	午前・午後 時 分～
	第2希望	平成 年 月 日	午前・午後 時 分～
希望派遣場所	相談事業所 相談事業所以外の場所 ()		
相談内容 (雇用確保のため)			

- ・熊本地震の影響を受け、従業員の雇用維持や従業員を確保するために国（労働局）の制度の利用をお考えの県内事業所が対象です。
- ・アドバイザー派遣期間は、平成30年3月30日（金）までです。ただし、申込状況によっては早期に終了する場合があります。
- ・ご記入いただいた情報は、当事業に関わる相談、当事業アドバイザーとの連絡に利用します。

【お問い合わせ先】

熊本県社会保険労務士会

〒860-0801

熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階

TEL 096-324-1365

FAX 096-324-1208